申請・手続きはお済みですか？

子どもや子育て世帯のための給付金や手当があります

★子育て支援課☎25-１１３０

児童手当・（特別）児童扶養手当

次代の社会を担う児童の家庭を経済的に支援することを目的とした福祉制度があります。下表に該当する方は申請してください。認定されると、申請した翌月分から支給の対象となります。各手当は重複して受給することもできます。

※各手当について、詳しくは市HPをご覧ください。

児童手当　児童扶養手当　特別児童扶養手当

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
申請できる人	中学校修了前（15歳の年度末まで）の児童を養育している方 ※父母ともに児童を養育している場合は、原則として所得の高い方が申請者となります。 ※公務員は、勤務先での申請となります。	18歳の年度末までの児童（児童に一定の障害がある場合は20歳未満まで）を養育しているひとり親の方 ※父または母に一定の障害がある場合や、父または母がいない児童の養育者も手当が受けられます。	精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している方 ※児童が施設などに入所している場合は支給対象外です。
各手当の月額（令和5年度）	■所得制限限度額未満の場合 〇児童手当 3歳未満　月額15,000円 3歳～小学校修了前 …第1・2子　月額10,000円 …第3子以降　月額15,000円 中学生　月額10,000円 ※第〇子とは18歳の年度末までの児童の順番です。 ■所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合 〇特例給付 月額5,000円（一律） ■所得上限限度額以上の場合 支給はありません。	〇1人目支給額 月額44,140～10,410円 〇2人目加算額 月額10,420～5,210円 〇3人目以降加算額 月額6,250～3,130円 ※申請者や同居の家族の所得によって手当額を決定します（所得制限額を超える場合は支給停止となります）。 ※公的年金を受給している方は、年金の種類や金額によって手当が受けられない場合があります。	〇重度障害の児童 月額53,700円 〇中度障害の児童 月額35,760円 ※申請者や同居の家族の所得が所得制限額を超える場合は、支給停止となります。

令和５年度 子育て世帯生活支援特別給付金

子育て世帯生活支援特別給付金は、食費等の物価が高騰するなか、特にその影響を受けるひとり親世帯や低所得の子育て世帯を対象とした給付金です。

支給額　5万円（児童1人につき）

申請期限　2月29日㈭まで

※申請方法等、詳しくは市HPをご覧ください。

ひとり親世帯　ひとり親世帯以外

！ 次に該当する方は申請不要（支給済）です

- 本市で令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を受給した方
- 本市で令和５年３月分の児童扶養手当を受給した方
- 令和５年１月以降に家計が急変した等の理由で、本市で給付金を申請・受給した方

※「低所得の子育て世帯への新たな給付金」については、詳細が決まり次第お知らせします。

子ども医療費の助成

市では、18歳の年度末までのお子さんについて医療費を助成しています。お子さんが出生した日、転入した日から15日以内に手続きをしてください。

申請者　父母のうち、所得の高い人

用意　次のすべて

①お子さんの保険証

②申請者とお子さんのマイナンバーが分かる書類

③申請者名義の預（貯）金通帳

※①、②の発行に時間がかかる場合は、後日提出。申請方法等、詳しくは市HPをご覧ください。

市HP

！ 喪失手続きが必要なときがあります

次に該当したときは、子ども医療費の対象外となります。喪失手続きを行ってください。

- お子さんが重度心身障害者医療費の対象になった
- お子さんが就職し、職場の健康保険に加入した

！ 子ども医療費の適正化にご協力を

- 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう
- 医薬品を処方してもらう際は、ジェネリック医薬品の利用にご協力ください

♥本庄市子育て応援サイトもご覧ください

各種給付金、手当に関する情報だけでなく、子育てに関するさまざまな情報をお知らせしています。ぜひご覧ください。

子育て応援サイト